

【自動写真撮影機の仕様及び管理運営上の遵守事項】

1 自動写真撮影機の仕様

(1) 大きさ

設置面積は、【設置場所（平面図）】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとし、幅 120cm 以内、奥行き 60cm 以内、重量約 400kg 以下とすること。

(2) デザイン

施設の外観と調和するデザインとすること。

(3) 販売品目の条件

- ア プrintの種類は履歴書・運転免許証・パスポート・ビザ・大判等とする。
- イ 販売価格は、標準販売価格（800 円（消費税込み））以下とすること。
- ウ プrintはカラー・白黒のいずれかを選択可能とする。
- エ マイナンバーカード交付申請対応であること。

(4) 利用者への配慮事項

1,000 円紙幣が使用できること。

(5) 環境対策

利用時間外については、タイマーによる電気調整を行い自動写真撮影機の照明を消灯すること。

2 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ア 自動写真撮影機の設置にあたっては、安全対策としてJ I S規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。
- イ 電気料金を計測するための子メーター（計量法により検定したもので検定有効期間内のもの）を設置者の負担により設置すること。

(2) 管理運営

- ア 借受人は、自動写真撮影機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務：本「自動写真撮影機の仕様及び管理運営上の遵守事項」巻末参照）を行い、写真台紙の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行い、常に適切な管理をすること。
- イ 自動写真撮影機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事後、すみやかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。
- ウ 自動写真撮影機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動写真撮影機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。
- エ 自動写真撮影機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- オ 貸付期間満了又は契約解除により、自動写真撮影機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。

フルオペレーションの基本的な考え（例）

自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行っていただくものです。

- ◆商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンスまでを行っていただきます。
- ◆常に安定した高品質の商品を提供する品質保証活動(QC活動)をしていただきます。
- ◆自動販売機の維持につきましては、随時、専門技術サービス員を派遣し、保守業務を行っていただきます。
- ◆自動販売機の故障等には、**365日体制**で専門の修理サービスマンにより即時対応致していただきます

商品補充・業金
コール管理システム



商品のメニューチェンジ
内部・外観の清掃



簡単な故障の修理



売り切れ、賞味期限切れ
チェック



- ・自動販売機への製品の補充
- ・空き缶の回収
- ・自販機の清掃、周辺美化
- ・現金の回収と釣り銭の補充
- ・故障時の対応、点検に係わる業務